

宿日直許可についてのQ&A

令和5年3月3日（金）に東京都庁都民ホールにて「医師の働き方改革セミナー」を開催しました。セミナーでは、国の最新動向や東京都からのお知らせのほか、個別相談会を行いました。個別相談会では宿日直許可についてのご質問も多く寄せられましたので、今月も「宿日直許可」をテーマに、よくあるご質問と回答をご紹介します。

①どのような流れで労働基準監督署から宿日直の許可を受けることができますか？

⇒ 宿日直許可を受けるまでの全体的な流れは下記のとおりです。

- (1) 「断続的な宿直または日直勤務許可申請書」（様式第10号）や添付資料の準備
※準備前や準備中でも、勤務環境改善支援センターや労働基準監督署窓口で相談ができます。
- (2) 医療機関の管轄する労働基準監督署に書類を提出
- (3) 労働基準監督署が書類審査
※書類の不備や不明な点がある場合は、医療機関に確認や追加資料の提出依頼の連絡があります。
- (4) 申請書類に不備等がなければ、労働基準監督署が実地調査を実施
※事前に日程調整ができます。実地調査では、当直対象の医師へのヒアリングや仮眠スペースの確認など、申請書の内容と実際の勤務に違いがないか確認が行われます。
- (5) 許可基準を満たしていれば許可書が交付されます。

②休日・夜間の対応として、大学病院等から医師派遣を受け、非常勤医師として勤務していただいています。急変などで長時間の対応が必要な場合は、常勤医師を呼び出して医療処置にあたってもらい、非常勤医師は労働の負荷が軽い状況です。非常勤医師のみを対象として、宿日直許可を申請することはできますか？

⇒ 非常勤医師のみを対象とした宿日直許可申請を行うことが可能です。実態のわかる資料の提出を行ってください。

③地域で夜間の診療について輪番制を採用しています。週に1回の輪番日を除いた日について宿日直許可申請ができますか？

⇒ 輪番日以外であることを前提とした宿日直許可申請を行うことが可能です。
また、輪番日と非輪番日で、業務に大きな差がない場合には、非輪番日を前提とすることなく許可されることもあります。

④診療科によって夜間帯の忙しさにバラツキがあります。深夜帯の対応が少ない科のみ宿日直許可の申請ができますか？

⇒ 宿日直の許可申請は、全体ではなく、特定の診療科を対象にして申請することが可能です。実労働が少ない診療科や、申請の準備がしやすい診療科は、病院から、書類や資料の準備を行い申請を行うという方法もあります。
時間帯（深夜の時間帯のみ等）、業務の種類（病棟宿日直業務のみ等）などに限って申請することもできます。

⑤宿日直許可の申請の準備をするにあたり、何か参考になる資料はありますか？

⇒ 東京都福祉保健局HPには、「医療機関における宿日直許可申請マニュアル」が、厚労省が運営する「いきいき働く医療機関サポートWeb」には、「医療機関の宿日直許可申請に関する解説資料」や「医療機関の宿日直許可申請に関するFAQ」などが掲載されています。

医療機関が労働基準監督署に宿日直許可の相談や申請をする際に、あらかじめ、都道府県の医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」といいます。）にご相談いただくことも可能です。まずは勤改センターへお気軽にお問い合わせください。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30分まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒

東京都 勤務環境

検索



勤務環境かいぜんサポートナビ